

令和4年4月1日からはこうなります

18歳(成年)になったらできることの例

親の同意なしに契約



親権に服さない年齢として、親の同意がなくても自分の意思で、さまざまな契約をすることができます。

契約の一例

- 携帯電話を契約する
- 一人暮らしのためにアパートを借りる
- ローンを組んで自動車など高額商品を購入する
- 証券口座、クレジットカードをつくる
- 生命保険に加入する

※上記の契約には、支払い能力の審査などを要する場合があります。

結 婚



女性が結婚できる年齢が16歳から、男性と同じ18歳に変わります。これは、現代の社会・経済の複雑化や高校等への進学率の上昇などから、結婚には少なくとも18歳程度の成熟が必要で、男女の差異はないという理由からです。

※令和4年4月1日までに16歳となる女性は、18歳未満でも親の同意を得ることで結婚することができます。

そ の 他

- 意思決定(住む場所や進学・就職などを自分の意志で決めることができる)
- 10年有効パスポートの取得
- 国家資格(医師・薬剤師・公認会計士・司法書士など)の取得と資格に基づく就職
- 性同一性障害者の性別の取り扱いの変更請求
- 外国人の帰化申請 など

現在でも18歳になったらできること

- 普通自動車免許の取得
- 選挙の投票や選挙運動
- 国民投票・国民審査の投票

- 深夜労働
- パチンコ

※高校生の深夜労働やパチンコは多くの場合、学校などが禁止しています。

20歳にならないとできないことの例

飲酒・喫煙



健康被害などが懸念されるため、「飲酒」と「喫煙」ができるようになる年齢は20歳のままです。

公営ギャンブル



競馬、競輪、競艇(ボートレース)、オートレースといった公営ギャンブルは、ギャンブル依存症への対策などから、年齢制限を20歳のままとしています。

そ の 他

- 養子をとる
- 自動車の大型・中型免許の取得 など

国民年金の加入

20歳になったら発生する義務

20歳になった時点で厚生年金保険や共済組合に加入していなければ、国民年金に加入し、保険料を納付していかなければなりません。

※保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除などの申請が可能。学生で所得が一定以下の場合、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

成年年齢が18歳に変わります

問 人づくり課
産業振興課

民法で定める「成年」の年齢が146年ぶりに引き下げられ、令和4年4月1日から18歳に変更となります。成年年齢に達した人は、法律上は親権に従わなくてもよくなるので、親の同意を得なくても、自分の意思で契約するなどさまざまなことができるようになります。その一方で、自分の判断や行動には、未成年の時と比べ大きな責任を負うことになります。法律が変わるこのタイミングに、あらためて「成年の責任」について確認しましょう。

どうして成年年齢を18歳に引き下げるの？

今回の法改正は、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としています。すでに、公職選挙法の選挙権年齢や、国民投票の投票権年齢が18歳からと定められるなど、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められています。また、世界的にも18歳を成年年齢とするのが主流となっています。

成年年齢を18歳とする国(OECD*加盟国)

アメリカ合衆国、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、フランス、他29カ国

成年年齢を18歳以外とする国(OECD加盟国)

19歳：韓国 20歳：ニュージーランド、(日本)

※経済協力開発機構の略。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。令和4年1月1日時点で38カ国が加盟。

成年になるタイミングはいつ？

民法の改正で成年年齢が18歳となるのは令和4年4月1日のため、以下の表のように成年になるタイミングが生年月日によって異なります。

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
～平成14年4月1日	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日～	18歳の誕生日	18歳

今後の成人式について

成人式の時期や在り方については、法律による決まりはなく各自治体の判断により実施しています。可児市は、成年年齢が18歳に引き下げられる令和4年4月以降においても、当該年度に20歳となる人を対象として成人を祝う会を行う方針です。なお、「成人式」の名称については、現在、検討しているところです。



人づくり課 野口

成人式についてのアンケート結果などを市HPで掲載しています



こんなときは契約を取り消せます

基本的に、契約がいったん成立すると取り消すことができません。しかし、事業者と消費者との間には情報の質や量に大きな差があるため、その差を埋めるべく、消費者を守るための法律や制度があります。

よく考えてから契約することが本来ですが、もしもの時に契約を取り消すことができる制度などを紹介します。

契約者が未成年の場合

親の同意を得ず未成年者が契約した場合、判断力が未熟だとして契約を取り消すことができます。ただし、小遣いの範囲内の場合や親の同意があるとうそをついた場合など取り消すことができないことがあります。

勧誘に問題があった場合

重要事項にうそがある場合、事業者の不当な勧誘により消費者が誤認や困惑した場合などに契約を取り消すことができます。

クーリング・オフ制度が適用できる場合

不意打ち的な勧誘など、消費者トラブルが起きやすい取引について、契約書面受領後一定期間内に無条件で契約を解除できる制度が「クーリング・オフ」です。

制度が適用できる取引と期間

- 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(エステ、学習塾、結婚相手紹介サービスなど) …… 8日間
- 連鎖販売取引(マルチ商法など) …… 20日間

悪質商法にご用心！

若者が狙われやすい悪質商法

社会経験が浅い若者は悪質な事業者狙われやすいため、日ごろから注意しておきましょう。



キャッチセールス

アンケートや無料体験などと路上で声を掛けられ、高額な商品やサービスの契約をせまられる。

アポイントメントセールス

SNSで知り合った人から「会いたい」や「景品が当選した」などと誘われる。

マルチ商法(ネットワークビジネス)

会員になって商品を販売し、新規会員を勧誘すれば紹介料がもらえると誘われる。

架空請求

ネット上などで突然登録したかのような画面になり、高額な料金を請求される。

困った時は消費生活センターに相談しましょう

「なにかおかしい…」「だまされたかも…」など、契約に関して困ったことがあった時は、消費生活センターにご相談ください。専門の相談員が、解決に向けたお手伝いをします。

「勘違いした自分が悪いから」と思わずに、消費者として声をあげることは、他の被害を未然に防ぐことにもつながります。「どうしよう」「困ったな」と思ったら、一人で悩まず相談しましょう。



可児市消費生活センター

電話または窓口で消費生活相談員に相談ができます。
開設日時 平日の9:00~15:00
電話番号 ②1111 (市役所の代表番号)
場所 市産業振興課内

消費者ホットライン **188**

最寄りの消費生活センターなどにつながります。(夜間、年末年始は休止)

大人になるまでに知っておきたい知識が学べます

法務省民事局

「大人への道しるべ」



政府広報オンライン

18歳から“大人”に！



18歳(成年)になったら… 契約には十分な注意を！

未成年者が親の同意を得ずにした契約は、場合にもよりますが、後から取り消すことができます。一方、成年者がした契約は自分の責任となるので、特別な理由がない限り取り消すことができません。

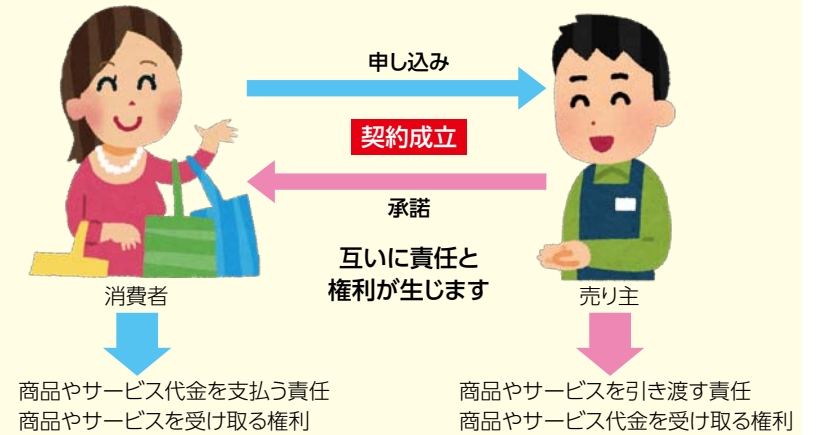
社会経験が浅い若者は、契約に関する知識・経験が乏しいため悪質な事業者狙われやすく、自己決定権が尊重される反面、消費者被害の拡大が心配されています。成年を迎えることを機に、正しい知識を持って、悪質な事業者などにだまされないようにしましょう。

そもそも契約とは？

「契約」というと書類にサインすることなどと思う人も多いのですが、買い物をする(売買契約)、電車に乗る(旅客運送契約)、携帯電話を使う(通信サービス利用契約)など私たちはほぼ毎日、契約をしながら生活しています。

契約とは、世の中にある数多くの商品やサービスの中から自分の意思で選んで購入・利用をする、とても身近なことなのです。

契約の仕組み



いったん契約が成立したら、お互いに約束は守らなければいけません。原則、どちらか一方の都合では契約はやめることができないため、小さな買い物であっても考えて行動しましょう。

契約はいつ成立するの？

例えば…
お店で買い物を
するとき



正解は /
1 客がレジに商品を持っていき、購入することを店員が承諾したとき

例えば…
インターネット通販
を利用するとき



正解は /
2 注文確認のメールが届いたとき

実物を見たり試着したりすることができないインターネット通販などは、届いた商品のイメージが違う、間違って注文してしまった、などの問題が起こりやすいものです。注文の前には、返品可・不可、その場合の条件などを確認し、納得してから注文しましょう。